

佐藤安紘◎弁護士・NY州弁護士

量産実用品の著作物性を判断した最高裁判決

[最高裁判所第二小法廷 令和8年4月24日判決 令和7年(受)第356号]

1. 事件の概要

本件は、製品名を「TRIPP TRAPP」とする子ども用の椅子（以下、本件椅子）の著作物性が争われた事件の上告審です。本件椅子の形状は次のとおりです。



原判決〈知財高判令和6年9月25日 令和5年(ネ)第10111号〉については本誌2025年1月号で取り上げていますので、そちらを参照してください。

本判決は、応用美術のうち「量産されて日常生活の中で実用に供されることが予定されている物品」（以下、量産実用品）について、著作物性が認められる判断基準と当てはめを最高裁として初めて明示しました。

応用美術の著作物性を巡っては現行著作権法の制定当時（昭和45年）から議論があります。約55年を経て最高裁が明確な判断基準を示したことは、プロダクトデザイン業界をはじめとする各方面に非常に大きなインパクトを与えるものといえます。

2. 上告人の主張の骨子

量産実用品であってもその形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合（以下、形状等）が創作的な表現であれば、美術の範囲に属するものとして著作物に当たるといふべきである。本件椅子は、その特徴的な形状が創作的な表現であるから、著作物に当たる。

3. 争点

本件椅子は著作物に該当するか。

4. 裁判所の判断

（1）量産実用品の著作物性の原則論

「著作権法2条1項1号は、『著作物』を『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』と定義している。もっとも、量産実用品については、その形状等が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができれば、直ちに美術の範囲に属するものとして著作物に当たるとの解釈を採ることは相当ではない。

すなわち、我が国には、産業の発達に寄与することを目的として、視覚を通じて美感を起こさせる量産実用品の形状等を保護する意匠法があり、量産

実用品の形状等について、意匠登録出願をして所定の審査を経て設定の登録がされることで意匠権が発生する。意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有し、意匠権の存続期間は原則として意匠登録出願の日から25年とするなどとされている……。これに対し、著作権法では、登録等の手続を経ることなく著作権が発生し、業として行われる行為以外にもその効力が及び、その存続期間は原則として著作物の創作の時から著作者の死後70年を経過するまでの間とし、著作者は著作権に加えて著作者人格権も享有するなどとされている……。以上のような我が国の意匠法及び著作権法における権利の発生要件、内容及び存続期間等に鑑みれば、（引用者注：上告人の）解釈を採り、量産実用品の形状等について、意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合には、あえて費用等を投じて意匠登録を受けなくとも、同法によって、より長期間、広範に保護が受けられることとなる可能性がある。また、量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとす

ると、著作者人格権により権利関係が複雑化して量産実用品の利用が妨げられたり、意匠権の存続期間満了後も長期間にわたって量産実用品の形状等を自由に利用することができなくなったことにもなりかねず、産業の発達に寄与するという意匠法の上記目的が阻害されるおそれもある」

(2) 量産実用品の著作物性の判断基準

「もっとも、量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能（以下、単に『機能』という。）との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成と別個にこれを把握することができないものであるけれども、その中には、例えば、表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののよう、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、觀念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがある。このようなものは、量産実用品に『美術の著作物』（著作権法10条1項4号）が単純に付加されたものということができ、当該付加部分に同法の保護が及ぶことは当然である。

また、量産実用品の中には、例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののように、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、觀念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。このような形状等は、機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現を把握できるという点において、『美術の著作物』が単純に付加された上述の場

合同様であるということができれば、著作権法の保護を及ぼすのが相当である。上記のような形状等は、機能との関係で一定の制約を受けるのが通常である量産実用品の形状等としては例外的なものであるということができるのであって、これに著作権法の保護を及ぼしても、上記でみたような弊害が生ずるおそれは小さい。

以上によれば、量産実用品の全体又は部分における形状等が、觀念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法2条1項1号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たる

(3) 当てはめ

「本件椅子は、量産実用品であって、上告人らは、大要、約66度の略L字型を成して床面から立ち上がっている2本の脚を有し、当該2本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たると主張する。しかしながら、上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない。よって、本件

椅子は、著作物に当たるとはいえない」

5. 補足意見（尾島明裁判官）

「法廷意見は、……『美的鑑賞』という語を用いていない。その趣旨は、……『美的鑑賞』の語からはあたかも高度な創作性や芸術性が必要であるかのような誤解が生じかねず、また、そもそも美的な芸術としての鑑賞に値するか否かを裁判所が判断するのは不当と思われるからである」

「抽象度が高いものであるが、法廷意見が本件椅子についてその当てはめの判断を行っているように、その要件の具体的適用については、今後様々な事例の積み重ねに期待することとしよう」

6. 考察

(1) 判決の射程

本件でまず注意を要するのは、議論の対象が応用美術一般ではなく「量産実用品」に限定されている点です。

従来、応用美術は「実用に供され、または産業上利用される美的な創作物」などと定義されることが多く、そのなかにはいわゆる一品制作品などの美術工芸品（著作権法2条2項）も含まれていました。そして、それら一品制作品や大量生産品も含めた応用美術一般の著作物性について包括的に議論されることが多かったと思われます。

一方、本判決はそのような包括的な議論を展開するのではなく、対象を量産実用品に絞っています。何ををもって「量産」というのかは必ずしも明確ではありませんが（例えば、職人やデザイナーがある程度の数の製品を手作りすることや、規格品であるが数量限定

で高級品を作ること「量産」なのかなど)、本判決が想定する「量産実用品」でない応用美術については、本判決の判示が直ちには及ばないと考えられることに留意が必要です。

(2) 判断基準

本判決は量産実用品の著作物性について「観念上、実用目的に必要な機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現を把握できるか」という判断基準を定立しました。

従来、一部の判決を除き、応用美術の著作物性を認めるためには、「プラスα」の要素、具体的には「高度の芸術性」「高度の美的表現」「審美性」「美的創作性」「美的鑑賞」などの要素が必要であるとされてきました。

本判決はこれらの用語を意図的に用いていないものの(5.補足意見参照)、冒頭で、量産実用品の形状等が「思想又は感情を創作的に表現した」というだけでは著作物性を認めるには足りないと述べていますので、基本的には従来の立場を是認して「プラスα」の要素が必要であるとしたうえで、ただその内容としては、機能に由来する構成とは別に絵画や彫刻などの表現を観念上把握できる必要があるという新しい整理をしたものと考えられます。

筆者の理解では、従来の見解との違いは本質的には表現の問題であり、最高裁はできる限り判断の客観性が担保され、当てはめのしやすい表現を慎重に選択したものと思われます。

(3) 当てはめ

問題は、どのような場合に、機能由

来の構成とは別に絵画や彫刻などの表現を把握できるのかということです。

判決理由からは、①量産実用品の機能と関係なく装飾が付加されている場合や、②量産実用品が全体として彫刻等として把握できる場合などが想定されていることが分かります。このうち、①については例えば、独立した絵柄や彫刻を単純に量産実用品に付した場合を想定していると思われますが、②についてはどのような場合を想定しているのか定かではありません。

この②の点をより具体的に追究してみると、最高裁は「観念上」という用語を用いています。「観念上」とは、その語義からすると「頭の中で空想してみると」という趣旨と思われますので、「観念上、機能に由来する構成とは別個に」とは、「量産実用品の機能を頭の中で捨象して考えてみると」と読み替えることができます。

本件椅子に即して考えると、その機能「子どもが座るという機能」を捨象し(例えば、子どもが成長して子ども用椅子としての役割を果たし終えたと仮定したような場合)、その子ども用椅子を彫刻のようにも扱う(例えば、玄関に飾る)ことが想定されるのであれば著作物性を肯定するが、そうでなければ否定するというのが、本判決の思考過程に対する一つの理解になるかもしれません。

この場合、本判決は当てはめにおいて、本件椅子の形状等は「子供用の椅

子としての機能に由来する構成としてしか」把握できないと述べていますので、本件椅子は頭の中で機能を捨象して考えてもあくまでも椅子であって、椅子以外の表現物とは把握し得ないという判断をしたものと理解されます。

本判決の当てはめを前提にすると、量産実用品としてのデザインが優れているということだけでは彫刻等の表現物として把握できることにはならないと考えられます。一方で、例えば量産実用品の機能とは関連性がない部分や、乏しい部分に创作者の創意工夫がみられる場合には、全体を彫刻等の表現物として把握できることに近づくはずです。近時の裁判例では、照明用シェードの全体の形状に着目して著作物性を認めた東京地判R 2.1.29などが参考になると思われます。

(4) 今後の実務

本判決が述べる「量産実用品」「観念上」「別個に」などの用語は、従来は明示的に用いられていなかった表現であり、これらの具体的な意義解釈は、5.補足意見が述べるとおり、今後の事例の積み重ねを待つ必要があります。

他方、少なくとも今後、量産実用品に対する著作権法の保護は限定的に判断される方向になるでしょう。このため、プロダクトデザイン分野では、著作権法ではなく、意匠法や不正競争防止法による保護を中心とした知財戦略を組み立てることが大切です。

さとう やすひろ

2009年弁護士登録後、企業間紛争および知財法務に従事。特に、技術やデザインと英語が関わる紛争および交渉を扱う。2013～14年Sughrue Mion PLLC (DC) およびKenyon & Kenyon LLP (NY) 勤務。2020年KTS法律事務所共同設立。